

## 泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、泉大津市（以下「本市」という。）内の事業者におけるインバウンド等の受入体制を強化することにより、本市内でのインバウンド等による消費を促し、地域経済の活性化を図るため、外国人対応に必要となる設備の改修、多言語化等の整備に係る費用の一部に対し、泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市内に事業所（店舗）（以下「店舗等」という。）を設置していること。
- (2) 当該店舗等において、利用者が一定時間滞在し、有料でサービスを提供する事業を営んでいること。
- (3) 交付申請時点において、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に定める中小企業者である法人又は個人事業主であること。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。
- (4) 週4日以上営業を行うものであること。
- (5) 泉大津市税を滞納していないこと。
- (6) 許認可又は届出等を必要とする業種にあつては、既に当該許認可等を受け、届出を提出していること。
- (7) 補助金の交付を受けようとする者が、直接事業又は営業に携わること。
- (8) 補助金の交付を受けようとする者は、営利を目的とする事業を主たる事業として営むこと。
- (9) 交付申請日から5年以上継続して事業を営む意思を有すること。

2 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体その他の機関等から当該補助金と同種の交付金等を受けている者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

- (4) 特定の宗教、政治団体と関わる事業者や公序良俗に反する事業を営む者
- (5) 医療機関、介護サービス業、調剤薬局など保険適用される事業を営む者
- (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約等に基づく事業を営む者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業を行う者

(補助金の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の対象となる事業は、第6条第1項による交付の決定を受けた日以降に行うインバウンド等の受入体制を整備するものとし、補助金の対象となる経費は、別表に規定するものとする。

2 補助金の対象となる経費は、税抜きの金額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、以下のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、第3条に規定する経費に3分の2の割合を乗じて得た額とする。
- (2) 補助金の上限額は、1事業者につき200,000円とする。
- (3) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 補助金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 第2条に掲げる事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる者に対し、泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

2 市長は、前項に規定する審査により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第7条 交付の決定を受けた事業者(以下、「補助事業者」という。)が事業計画を変

更しようとするときは、あらかじめ泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる者に対し、泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金変更決定通知書（様式第4号）を交付する。また、承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第8条 補助事業者が補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金中止・廃止の承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

- 第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日以内に泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第11条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、泉大津市インバウンド等受入環境整備補助金請求書（様式第8号）に必要な書類を添付し、市長に補助金を請求しなければならない。

（補助金の交付の時期）

- 第12条 市長は、前条の規定による請求書を受理した後において、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(遵守義務)

第14条 補助事業者は、事業の継続に努めなければならない。

(書類の保存)

第15条 補助対象者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を、補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費
多言語案内整備	店舗の看板、案内板、パンフレット、メニュー、ホームページ等の整備にかかる費用
免税店等環境整備	パスポートリーダー、パスポートスキャナー、決済端末及び専用レジ等の導入にかかる費用
多言語コミュニケーションツール導入	多言語音声認識機器の導入にかかる費用
公衆無線LAN整備	Wi-Fi等公衆無線LANの設置にかかる費用
キャッシュレス決済端末導入整備	キャッシュレス決済専用端末及びキャッシュレス決済対応レジ等の導入に係る費用